

## 和歌山県学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可を行う場合は、関係法令及び別に定める各学校等の設置認可等に関する審査基準によるほか、この基準に基づき審査する。

### 1 名称

学校法人に付する名称は、当該学校法人の目的を考慮し、学校法人の名称として適切なものであり、かつ、既存の学校法人の名称と紛らわしくないものであること。

### 2 主たる事務所

学校法人の主たる事務所が、和歌山県内に所在すること。

### 3 資産等

- (1) 学校等の施設及び設備は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）及び県が私立学校の設置認可等を行うに当たり定めた設置認可等に関する審査基準に定める基準に適合するものであること。
- (2) 既設幼稚園の設置者を学校法人に変更することを目的とした学校法人の設立（以下「既設幼稚園の学校法人化」という。）については、借用地を園舎、敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する権利を学校法人が取得できる場合でかつ、次のいずれかに該当する場合に限り借用を認めるものとする。
  - ア 園舎敷地及び運動場の借用部分が基準面積の2分の1以下である場合
  - イ 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、所有権を移転することが宗教法人等の目的等に照らし、困難である場合
  - ウ 借用部分が旧設置者当時の借用地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められる場合
- (3) 既設幼稚園の学校法人化については、次の条件を満たす場合に限り、負債の引受を認めるものとし、この負債については、園地、園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。
  - ア 旧設置者の負債のうち、幼稚園の施設、設備の充実のために要したことが明確であること。
  - イ 適正な返済計画があり、当事者間で合意されていること。
  - ウ 設置者の資産総額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、設置者の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。
- (4) 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（以下「準学校法人」という。）を設立する場合は、次の基準を満たしていること。
  - ア 生徒定数は、80人以上であること。
  - イ 学校の経営が営利を目的とするものでないこと。
- (5) 既設の専修学校又は各種学校の設置者を準学校法人に変更することを目的とした準学校法人の設立については、(2)のウを準用する。

#### 4 役員等

- (1) 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに学校法人の理事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。

監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者であること。

理事及び監事は、実際に、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。

- (2) 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること。

評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならないこと。

- (3) 規定の整備を含め、学校等にふさわしい管理運営体制を整えていなければならないこと。

- (4) 学校法人の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置くなど適切な事務組織が設けられていなければならないこと。

- (5) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、法人の規模に応じて、その職務に専任できる者であり、また、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。

#### 5 その他

- (1) 学校等の設置が確実であると認められること。

- (2) 学校法人の財産管理、処分に関する事項等については、「学校法人寄附行為認可申請様式」（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）に示される学校法人寄附行為作成例に準じたものであること。

#### 6 申請手続き及び標準処理期間

- (1) 申請書の提出

学校法人の寄附行為の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、当該学校等の開設年度の前年度の4月末日までに知事に申請すること。なお、9月以降の設置を希望する場合は、開設年度の前年度の11月末日までの申請として差し支えない。

- (2) 審査期間

知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査の上、設立月の前月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

#### 附 則

- 1 この基準は令和3年4月1日から施行する。

- 2 和歌山県学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準（平成6年11月14日施行）は廃止する。

#### 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和7年11月1日から施行する。